

議案第 3 号

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和 3 0 年条例第 1 7 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律へと改められたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

取手市固定資産評価審査委員会条例（昭和30年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(書面審理) 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第6条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3から5まで（略）	(書面審理) 第6条（略） 2 前項の規定にかかわらず、 <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第3条第1項</u> の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。 3から5まで（略）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

取手市監査委員条例の一部を改正する条例について

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方自治法が改正されたことに伴い、引用する条項の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市監査委員条例の一部を改正する条例

取手市監査委員条例（昭和39年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第6条 監査委員は、 <u>法第243条の2第3項</u> の規定による監査の要求があった場合において監査を行うときは、当該要求があった日から60日以内に監査を行わなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。 2 監査委員は、 <u>法第243条の2第8項後段</u> の規定により市長から意見を求められたときは、20日以内に意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第5号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

介護認定の申請数が増加していることを踏まえ、取手市介護認定審査会委員の定数を増やすことにより、介護認定審査会の円滑な運営を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>35人</u>以内とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>30人</u>以内とする。</p> <p>2 (略)</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第6号

取手市手数料条例の一部を改正する条例について

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正を踏まえ、関係する建築基準関係手数料を改正するとともに、社会保障関係各法に基づく戸籍記載事項証明及び戸籍一部事項証明等の手数料の免除規定について、免除の対象となる法律の列挙を規則に委任することにより免除制度を速やかに適用させることとする改正その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市手数料条例の一部を改正する条例

取手市手数料条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 法律の規定により無料で戸籍に関する事項の証明を請求することができる者が、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明を請求したとき。</u></p> <p><u>(4) 条例で定めるところにより無料で戸籍に関する事項の証明を行うことができることを規定する法律の規定(規則で定めるものに限る。)に基づき、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明の請求があったとき。</u></p> <p><u>(5)から(8)まで (略)</u></p>	<p>(手数料の免除)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を免除することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>別表第3に掲げる法律その他の社会保障関係の法律の規定に基づき、戸籍記載事項証明又は戸籍の一部事項証明を請求したとき。</u></p> <p><u>(4)から(7)まで (略)</u></p>

改正前（対応する改正後の欄はこの欄の次に記載）		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア <u>都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関であつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査</u>

機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。）又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関（同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。）又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。）がある場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額（ア）（略）

（イ） 認定の対象が建築物全体（認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。）であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額

a及びb（略）

（ウ）及び（エ）（略）

イ 適合証がない場合（建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。）にあっては、次の（ア）から（エ）までに掲げる区分に応じ、当該（ア）から（エ）までに定める額

		<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(98) <u>都市の低炭素化の促進に関する法律</u> 第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額</p> <p>a及びb (略)</p> <p>(ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>

<p>(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未</p>
---	--	---

		<p>満のときは31,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円, 25,000平方メートル以上のときは184,000円</p> <p>イ (略)</p>
(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて,法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査</p>

を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは57,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円、5,000平方メートル以上の

		<p>ときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(102) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって,適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあつては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは4,000円,300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円,2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円,5,000平方メートル以上のときは33,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向</p>

		<p>上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは29,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円, 5,000平方メートル以上のときは117,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
<p>(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施し</p>

ているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り,当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限る。以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に,住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては,次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ,当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について,建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が,建築物エ

エネルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第2号イ(1)及びロ(1)に
定める基準(以下この号において
「性能基準」という。)による場合
200平方メートル未満のときは
28,000円, 200平方メートル以上の
ときは32,000円

- b 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 建築物エ
ネルギー消費性能基準等を定める
省令第1条第2号イ(2)及びロ(2)に
定める基準(以下この号において
「仕様基準」という。)による場合
200平方メートル未満のときは
15,000円, 200平方メートル以上の
ときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を
有する住宅である場合 a又はbに規
定する額

- a 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 性能基準
による場合 当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル未満のとき
は57,000円, 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
96,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは
163,000円, 5,000平方メートル以上
のときは234,000円

- b 申請に係る住宅について, 建築物
エネルギー消費性能基準に適合し
ているかどうかの基準が, 仕様基準
による場合 当該住宅の床面積の
合計が300平方メートル未満のとき
は27,000円, 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のときは
47,000円, 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは

86,000円, 5,000平方メートル以上のときは130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは308,000

		円, 25, 000平方メートル以上のときは362, 000円 (エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合 申請に係る建築物の住宅の部分の床面積の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

改正後 (対応する改正前の欄はこの欄の前に記載)		
別表第1(第2条関係)		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
(1)から(96)まで (略)	(略)	(略)
(97) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号及び次号において「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	ア 法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関であつて建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているもの又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。)が交付したものに限り, 当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り, 当該適合していることを証す

る対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したのものに限る。以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合にあっては、aに規定する額

a及びb (略)

(ウ)及び(エ) (略)

ウ (略)

<p>(98) 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>ア 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。<u>ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合</u>にあっては、<u>aに規定する額</u> a及びb (略) (ウ)及び(エ) (略)</p> <p>イ 適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が建築物全体(認定の対象となる建築物が2以上の住戸を有するものであって、住宅以外の部分を有しないものに限る。)であるとき aに規定する額にbに規定する額を加算した額。<u>ただし、共用部分に係る数値を用いない方法による場合</u>にあっては、<u>aに規定する額</u> a及びb (略) (ウ)及び(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
<p>(99) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>ア 判定に係る建築物(住宅以外の部分に限る。以下この号及び次号において同じ。)の用途が工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場若しくはと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(以下この号及</p>

<p>判定</p>		<p>び次号において「工場等」という。)である場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>(ア) 判定に係る建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下「建築物エネルギー消費性能基準」という。)に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは36,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは85,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは125,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは155,000円、25,000平方メートル以上のときは191,000円</p> <p>(イ) 判定に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が2,000平方メートル未満のときは31,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは79,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは119,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは148,000円、25,000平方メートル</p>
-----------	--	---

		以上のときは184,000円 イ (略)
(100) (略)	(略)	(略)
(101) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この号及び次号において「法」という。)第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であつて、法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準(以下この号及び次号において「誘導基準」という。)に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあつては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあつては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあつては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号及び次号において「適合証」という。)がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあつては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額 (ア) (略) (イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する

住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円, 5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。) 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メ

		<p>一トメートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウ及びエ (略)</p>
(102) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>ア 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって, 適合証がある場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては, 次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ, 当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは4,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは8,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは19,000円, 5,000平方メートル以上のときは33,000円</p>

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 法第29条第3項各号に掲げる事項の記載がない建築物エネルギー消費性能向上計画に係る変更であって、適合証がない場合(建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出る場合及び同項各号に掲げる事項の記載の追加を伴う場合を除く。)にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) (略)

(イ) 認定の対象が住宅である場合(認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅の場合に限る。)申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは29,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは48,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは82,000円、5,000平方メートル以上のときは117,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準

		<p>等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p> <p>ウからオまで (略)</p>
(103) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面(当該適合していることを証する対象が住宅以外の部分のみである場合にあっては登録住宅性能評価機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅の部分のみである場合にあっては登録建築物エネルギー消費性能判定機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。以下この号において同じ。)又は登録住宅性能評価機関が交付したものに限り、当該適合していることを証する対象が住宅及び住宅以外の部分である場合にあっては登録住宅性能評価機関(同項に規定する指定確認検査機関の業務を実施しているものに限る。)又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関が交付したものに限り、以下この号において「適合証」という。)がある場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 申請に係る住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあって</p>

は、共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは8,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは17,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは37,000円、5,000平方メートル以上のときは67,000円

(ウ) (略)

(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合
申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に、住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額

イ 適合証がない場合にあっては、次の(ア)から(エ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(エ)までに定める額

(ア) 認定の対象が1の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準(以下この号において「性能基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは28,000円、200平方メートル以上のときは32,000円

b 申請に係る住宅について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める

省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準(以下この号において「仕様基準」という。)による場合 当該住宅の床面積が200平方メートル未満のときは15,000円, 200平方メートル以上のときは16,000円

(イ) 認定の対象が2以上の単位住戸を有する住宅である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 性能基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは57,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは96,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは163,000円, 5,000平方メートル以上のときは234,000円

b 申請に係る住宅について, 建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準による場合 当該住宅の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計が300平方メートル未満のときは27,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは47,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方

メートル未満のときは86,000円,
5,000平方メートル以上のときは
130,000円

(ウ) 認定の対象が住宅以外の建築物
である場合 a又はbに規定する額

a 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準(以下この号及び次号において「標準入力法・主要室入力法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは189,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは306,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは437,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは538,000円, 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは636,000円, 25,000平方メートル以上のときは726,000円

b 申請に係る建築物について、建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの基準が、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準(以下この号及び次号において「モデル建物法」という。)による場合 当該建築物の床面積の合計が300平方メートル未満のときは72,000円, 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは121,000円, 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは196,000円, 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは257,000円, 10,000平方メートル以

		<p>上25,000平方メートル未満のときは308,000円, 25,000平方メートル以上のときは362,000円</p> <p>(エ) 認定の対象が住宅及び住宅以外の部分を有する建築物である場合申請に係る建築物の住宅の部分の床面積(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定を適用する場合にあっては, 共用部分の床面積を除く。)の合計に応じて(イ)の規定により算出した額に, 住宅以外の部分の床面積の合計に応じて(ウ)の規定により算出した額を加算した額</p>
(104)から(130)まで (略)	(略)	(略)

別表第3を削る。

付 則

(施行期日)

- この条例は, 公布の日から施行する。ただし, 別表第1第103号の改正規定(「, 仕様基準」を「, 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に定める基準又は仕様基準」に改める部分に限る。)は, 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- この条例(前項ただし書に規定する改正規定については, 当該改正規定)の施行の日前に申請のあった手続に係る手数料については, なお従前の例による。

議案第7号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

小学校の授業休業日における放課後児童健全育成事業所の開所時間を1日当たり4時間としていた経過措置規定について、現状の放課後児童支援員の人員の確保の状況を踏まえ、経過措置の期間を5年間延長するとともに、放課後児童支援員研修の修了見込者の取扱い及び年間開所日数に関する経過措置規定を削除するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>付 則</p> <p>(開所時間に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは、「4時間」とする。</p>	<p>付 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p> <p>(開所時間及び日数に関する経過措置)</p> <p>第3条 施行日から令和2年3月31日までの間、第18条の規定の適用については、同条第1項第1号中「8時間」とあるのは「4時間」と、同条第2項中「250日」とあるのは「240日」とする。</p>

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 8 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点 (番地先)	延長 (m)	幅員	最大 (m)
	終点 (番地先)			最小 (m)
1-2810 号線	稲 602-1	155.80		10.25
	稲 602 - 24			6.00
1-4301 号線	青柳 68 - 25	181.85		10.20
	青柳 68 - 16			6.00
1-4302 号線	青柳 68 - 8	17.00		10.00
	青柳 68 - 11			5.00
2-6265 号線	桜が丘四丁目 847 - 21	64.02		8.20
	桜が丘四丁目 847 - 17			6.00

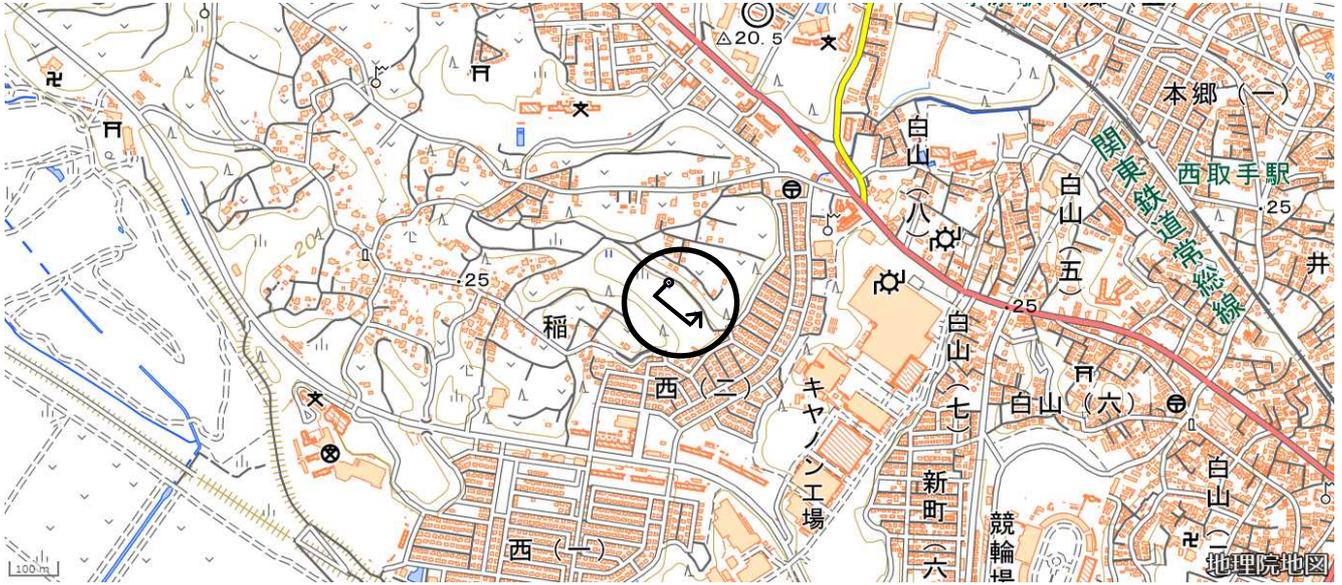
令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

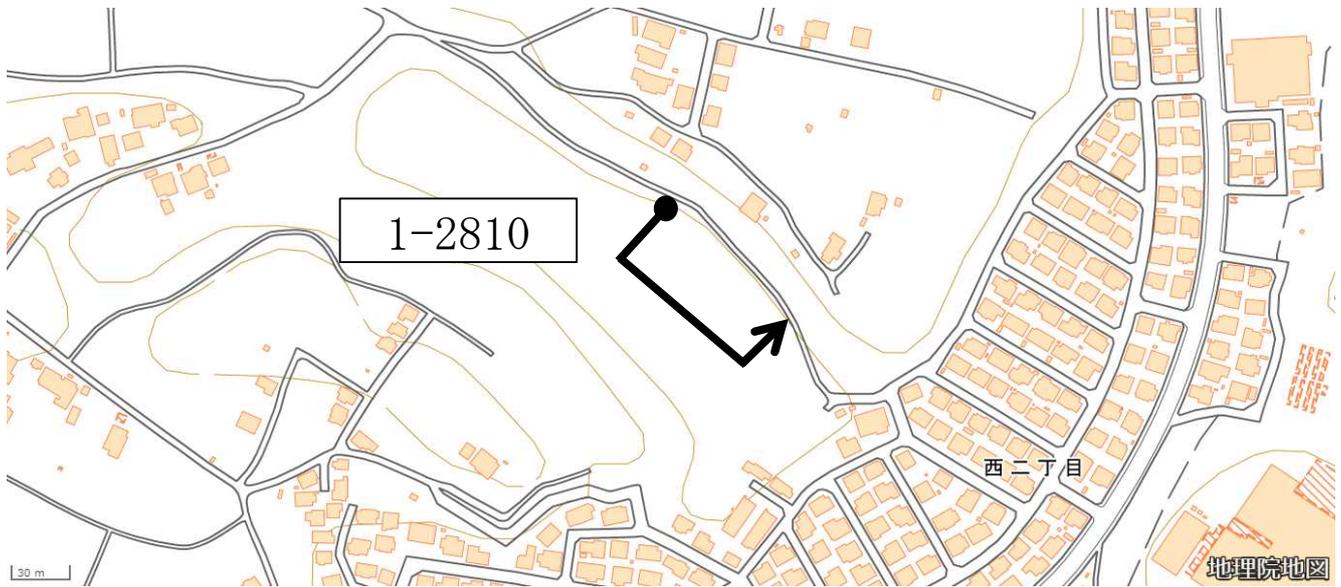
開発行為により市に帰属した道路について、当該路線を市道として認定するため、議会の議決を求めるものです。

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHF 1247
本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

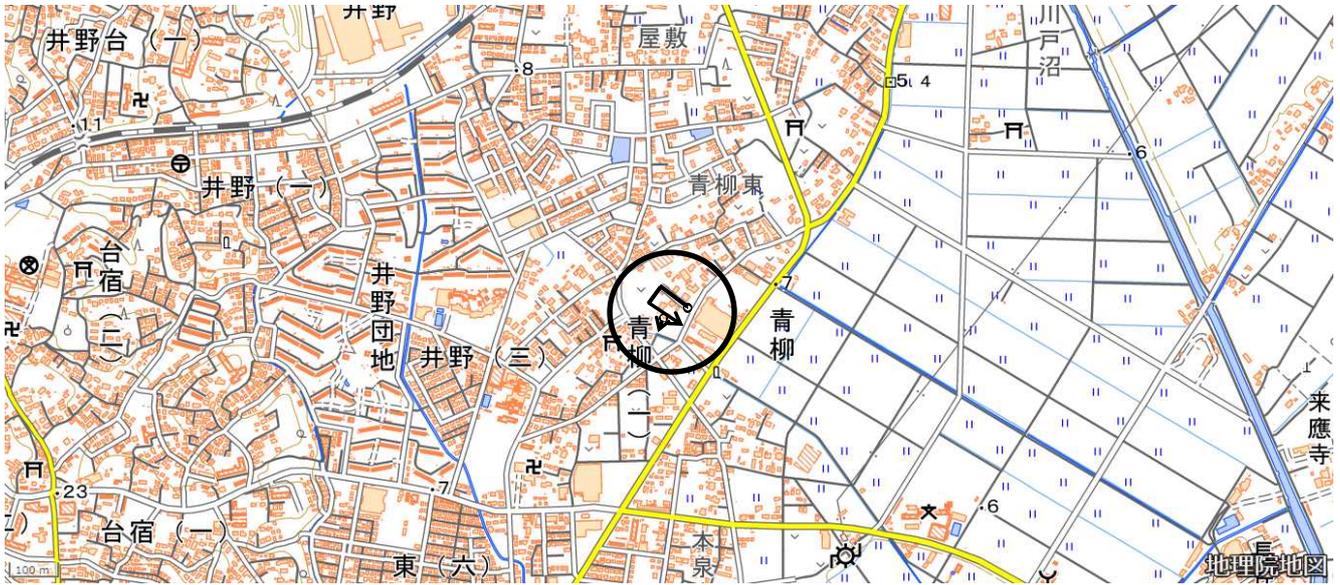
認 定 図



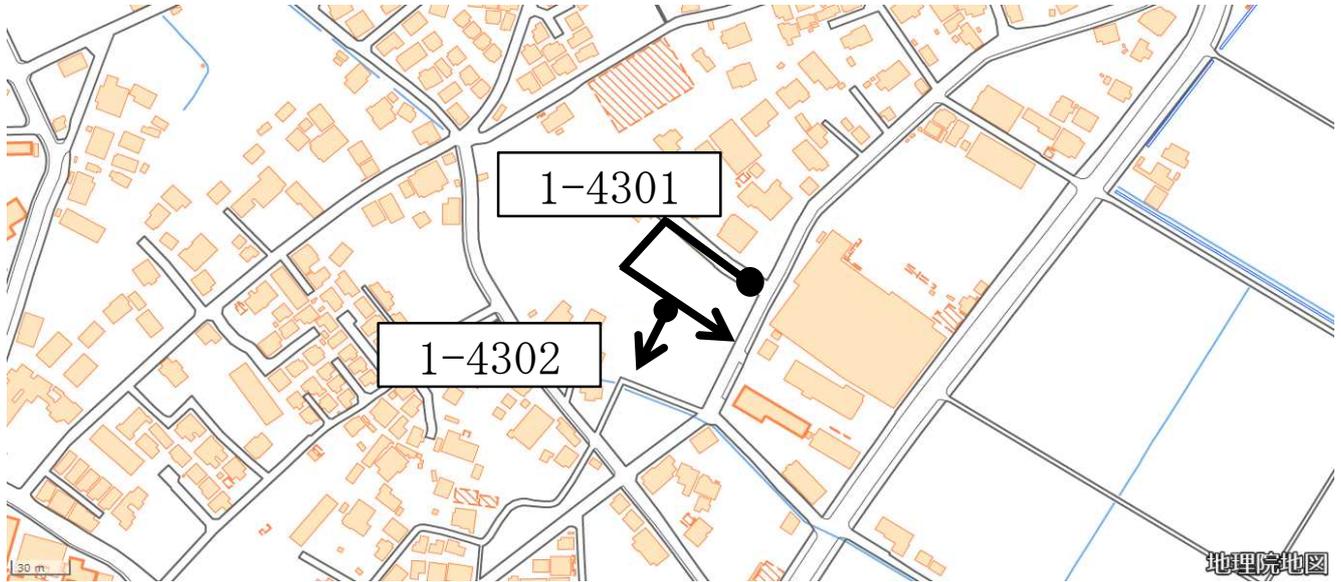
測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHF 1247
 本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-2810	155.80m	6.00m～10.25m
起点 ● ・ 終点 →		

位置図



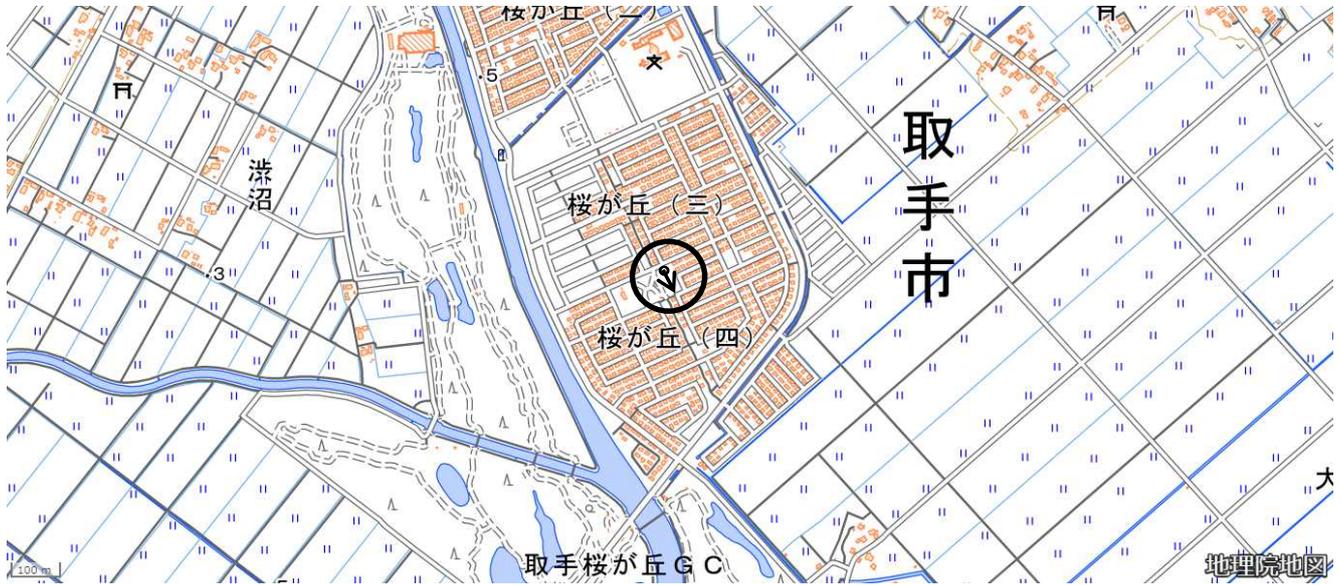
認定図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHF 1247
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
1-4301	181.85m	6.00m～10.20m
1-4302	17.00m	5.00m～10.00m
起点 ● ・ 終点 ➡		

位置図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHF 1247
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

認定図



測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R1JHF 1247
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡例		
路線番号	延長	幅員
2-6265	64.02m	6.00m～8.20m
起点 ● ・ 終点 ➡		

議案第9号

令和元年度取手市一般会計補正予算（第11号）

令和元年度取手市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530,136千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,757,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 既定の継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		13,793,850	△354,595	13,439,255
	1 市 民 税	6,803,399	△354,595	6,448,804
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,793,000	△97,000	1,696,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,793,000	△97,000	1,696,000
10 地 方 特 例 交 付 金		339,551	△114,780	224,771
	2 子 ども ・ 子 育 て 支 援 臨 時 交 付 金	249,599	△114,780	134,819
15 国 庫 支 出 金		5,565,084	420,819	5,985,903
	1 国 庫 負 担 金	4,580,724	136,530	4,717,254
	2 国 庫 補 助 金	917,020	284,289	1,201,309
16 県 支 出 金		2,539,209	70,705	2,609,914
	1 県 負 担 金	1,628,065	63,843	1,691,908
	2 県 補 助 金	725,732	6,862	732,594
17 財 産 収 入		145,062	943	146,005
	1 財 産 運 用 収 入	55,865	943	56,808
18 寄 附 金		180,542	371	180,913
	1 寄 附 金	180,542	371	180,913
19 繰 入 金		2,060,870	△491,199	1,569,671
	2 基 金 繰 入 金	1,943,723	△491,199	1,452,524
21 諸 収 入		1,200,884	△100,928	1,099,956
	3 貸 付 金 元 利 収 入	71,155	1,920	73,075
	5 収 益 事 業 収 入	10,000	5,000	15,000
	6 雑 入	1,046,553	△107,848	938,705

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市	債	4,214,257	1,195,800	5,410,057
	1 市	債	4,214,257	1,195,800
歳 入	合 計	40,226,889	530,136	40,757,025

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,957,714	△29,762	5,927,952
	1 総務管理費	4,996,339	△35,258	4,961,081
	2 徴税費	463,211	1,048	464,259
	3 戸籍住民基本台帳費	240,107	4,448	244,555
3 民生費		16,132,053	△183,931	15,948,122
	1 社会福祉費	7,062,487	13,021	7,075,508
	2 児童福祉費	6,970,561	△217,952	6,752,609
	3 生活保護費	2,098,554	21,000	2,119,554
4 衛生費		1,467,039	△4,553	1,462,486
	1 保健衛生費	866,586	△360	866,226
	2 清掃費	599,316	△4,254	595,062
	3 上水道費	1,137	61	1,198
5 農林水産業費		235,739	4,926	240,665
	1 農業費	235,739	4,926	240,665
6 商工費		985,582	△181,895	803,687
	1 商工費	985,582	△181,895	803,687
7 土木費		4,906,307	△83,839	4,822,468
	1 土木管理費	194,461	△28,300	166,161
	2 道路橋りょう費	825,248	△23,543	801,705
	3 都市計画費	3,764,399	△24,404	3,739,995
	4 住宅費	122,199	△7,592	114,607
8 消防費		1,907,133	△12,146	1,894,987

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1,907,133	△12,146	1,894,987
9 教 育 費		4,374,082	1,023,360	5,397,442
	1 教 育 総 務 費	791,810	2,024	793,834
	2 小 学 校 費	829,793	769,457	1,599,250
	3 中 学 校 費	423,700	356,668	780,368
	4 幼 稚 園 費	114,411	△23,640	90,771
	5 社 会 教 育 費	1,380,849	△76,853	1,303,996
	6 保 健 体 育 費	833,519	△4,296	829,223
10 災 害 復 旧 費		10,389	△2,024	8,365
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,385	△2,024	8,361
歳 出	合 計	40,226,889	530,136	40,757,025

第 2 表 継 続 費 補 正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	非常用発電機設置基本・実施設計事業	13,999	平成30年度	6,439	11,880	平成30年度	6,439
				令和元年度	7,560		令和元年度	5,441
3 民生費	2 児童福祉費	井野なないろ保育所・地域子育て支援センター建設事業	1,472,634	平成30年度	883,572	1,336,770	平成30年度	883,572
				令和元年度	589,062		令和元年度	453,198

第 3 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	とがしら公園耐震性貯水槽緊急遮断弁修繕	3, 949
		被災住宅復旧緊急支援事業補助金	15, 100
5 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金	3, 734
		福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金	4, 131
7 土 木 費	1 土 木 管 理 費	北浦川谷中第5号橋(仮称)相橋架替事業負担金	30, 000
	2 道 路 橋 り よ う 費	桑原地内樹木伐採事業	1, 016
		西一・二丁目(市道2548号線他)道路維持事業	25, 233
		井野団地外周道路(市道0115号線他)道路改良事業	15, 000
		市之代(市道1032号線他)道路改良事業	63, 535
		井野台(市道3453号線他)道路改良事業	5, 688
		米ノ井弁才天(市道0203号線)道路改良事業	9, 515
		山王(市道4262号線他)道路改良事業	41, 020
		野々井(市道2759号線他)道路改良事業	14, 434
		東四丁目(市道4166号線他)道路改良事業	3, 520
	3 都 市 計 画 費	桑原地区整備推進事業	36, 154
		地籍調査事業	17, 408
		都市計画道路3・4・7号(台宿工区)整備事業	345, 547
		都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業	7, 740
		藤代地区雨水排水整備事業	11, 449
		藤代横町雨水排水整備事業	34, 969
		野々井大門地区雨水排水整備事業	28, 960
都市公園施設長寿命化対策事業		32, 125	
9 教 育 費	2 小 学 校 費	寺原小学校エレベーター改修事業	4, 950
		宮和田小学校校舎・体育館大規模改造事業	766, 000
	3 中 学 校 費	中学校空調設備設置事業	360, 000

第 4 表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補てん債	520,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	389,200		(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	
調 整 債	127,700			

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共サイン設置事業	6,100	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	5,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
さくら荘施設整備事業	32,800				31,500			
災害関連事業(地盤沈下対策分)	4,100				8,200			
都市排水路整備事業	13,000				12,600			
渡船整備事業	38,700				38,400			
市営住宅整備事業	21,800				22,400			
市道整備事業	134,000				124,300			
消防防災設備整備事業	54,500				49,500			
消防防災施設整備事業	12,400				10,400			
グリーンスポーツセンター整備事業	55,100				51,200			
給食センター整備事業	17,700				16,000			
アートギャラリー整備事業	74,700				48,000			
放課後子どもクラブ室整備事業	2,100				2,000			
合併特例債	1,722,700				1,946,800			
緊急防災・減災事業	570,000				549,300			
災害復旧債	10,300	12,700						

議案第10号

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）

令和元年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ544,032千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,324,070千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		657,245	308,000	965,245
	1 国庫補助金	657,245	308,000	965,245
4 繰入金		579,340	△69,668	509,672
	1 他会計繰入金	579,340	△69,668	509,672
7 市債		484,700	305,700	790,400
	1 市債	484,700	305,700	790,400
歳入合計		1,780,038	544,032	2,324,070

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		1,422,721	544,032	1,966,753
	3 事業費	1,322,095	544,032	1,866,127
歳出合計		1,780,038	544,032	2,324,070

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 事業費	3 事業費	取手駅北土地地区面整理事業	1, 150, 718

第 3 表 地 方 債 補 正

(追 加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減 収 補 て ん 債	52,400	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
取 手 駅 北 土 地 区 画 債 整 理 事 業	484,700	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	738,000	普通貸借 又 は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内 政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

議案第 1 1 号

令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和元年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 0, 0 8 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1, 6 5 8, 5 6 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		218	484	702
	1 国庫補助金	218	484	702
4 県支出金		7,711,566	△334,152	7,377,414
	1 県負担金	31,492	3,030	34,522
	2 県補助金	7,680,074	△337,182	7,342,892
6 繰入金		852,436	323,588	1,176,024
	1 他会計繰入金	852,435	△22,252	830,183
	2 基金繰入金	1	345,840	345,841
歳入合計		11,668,642	△10,080	11,658,562

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		8,066,239	△10,080	8,056,159
	1 療養諸費	7,014,364		7,014,364
	4 出産育児諸費	37,819	△10,080	27,739
3 国民健康保険事業費納付金		2,661,109		2,661,109
	1 国民健康保険事業費納付金	2,661,109		2,661,109
5 保健事業費		223,540		223,540
	1 特定健康診査等事業費	111,448		111,448
	2 保健事業費	112,092		112,092
歳出合計		11,668,642	△10,080	11,658,562

議案第12号

令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,977千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,886,844千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,506,519	△11,977	1,494,542
	1 一般会計繰入金	1,506,519	△11,977	1,494,542
歳入合計		2,898,821	△11,977	2,886,844

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,678,919	△11,977	2,666,942
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,678,919	△11,977	2,666,942
歳出合計		2,898,821	△11,977	2,886,844

議案第13号

令和元年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度取手市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,433,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介 護 保 険 料		2,006,213	1,422	2,007,635
	1 介 護 保 険 料	2,006,213	1,422	2,007,635
3 国 庫 支 出 金		1,571,784	20,243	1,592,027
	2 国 庫 補 助 金	203,960	20,243	224,203
6 財 産 収 入		304	75	379
	1 財 産 運 用 収 入	304	75	379
7 繰 入 金		1,263,161	△21,665	1,241,496
	2 基 金 繰 入 金	22,410	△21,665	745
歳 入 合 計		8,433,777	75	8,433,852

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		232,652	75	232,727
	1 総 務 管 理 費	136,419	75	136,494
2 保 険 給 付 費		7,645,744		7,645,744
	1 介 護 サービス等諸費	7,002,466		7,002,466
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	163,478		163,478
	3 そ の 他 の 諸 費	6,870		6,870
	4 高 額 介 護 サービス等費	185,659		185,659
3 地 域 支 援 事 業 費		408,022		408,022
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サービス事業費	182,969		182,969
歳 出 合 計		8,433,777	75	8,433,852

議案第14号

令和元年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

令和元年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ387,137千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ954,089千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（改元に伴う表示の変更）

- 第2条 平成31年度取手市競輪事業特別会計予算及び同会計補正予算における元号の表示について、それぞれの予算中「平成31年度」とあるのは、「令和元年度」とする。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 車 券 発 売 収 入		1,295,000	△410,516	884,484
	1 車 券 発 売 収 入	1,295,000	△410,516	884,484
5 繰 越 金		6,000	22,211	28,211
	1 繰 越 金	6,000	22,211	28,211
6 諸 収 入		38,256	1,168	39,424
	2 雑 入	38,246	1,168	39,414
歳 入 合 計		1,341,226	△387,137	954,089

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 競 輪 事 業 費		1,326,962	△392,137	934,825
	1 総 務 費	11,562	△10,000	1,562
	2 事 業 費	1,315,400	△382,137	933,263
3 諸 支 出 金		10,000	5,000	15,000
	1 諸 支 出 金	10,000	5,000	15,000
歳 出 合 計		1,341,226	△387,137	954,089

議案第15号

令和2年度取手市一般会計予算

令和2年度取手市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,960,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		13,479,251
	1 市 民 税	6,396,852
	2 固 定 資 産 税	5,382,183
	3 軽 自 動 車 税	227,228
	4 市 た ば こ 税	556,523
	5 都 市 計 画 税	916,465
2 地 方 譲 与 税		327,061
	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	235,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	83,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	9,061
3 利 子 割 交 付 金		13,000
	1 利 子 割 交 付 金	13,000
4 配 当 割 交 付 金		59,000
	1 配 当 割 交 付 金	59,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		32,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	32,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		130,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	130,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,128,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,128,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		48,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	48,000

(単位 千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		36,000
	1 環境性能割交付金	36,000
10 地方特例交付金		95,000
	1 地方特例交付金	95,000
11 地方交付税		7,259,678
	1 地方交付税	7,259,678
12 交通安全対策特別交付金		14,000
	1 交通安全対策特別交付金	14,000
13 分担金及び負担金		152,672
	1 負担金	152,672
14 使用料及び手数料		313,060
	1 使用料	216,948
	2 手数料	96,112
15 国庫支出金		5,165,705
	1 国庫負担金	4,763,014
	2 国庫補助金	380,545
	3 国庫委託金	22,146
16 県支出金		2,529,404
	1 県負担金	1,750,608
	2 県補助金	546,301
	3 県委託金	232,495
17 財産収入		58,108

		(単位 千円)	
款	項	金	額
	1 財 産 運 用 収 入		53,106
	2 財 産 売 払 収 入		5,002
18 寄 附 金			100,159
	1 寄 附 金		100,159
19 繰 入 金			1,322,962
	1 特 別 会 計 繰 入 金		5,100
	2 基 金 繰 入 金		1,317,862
20 繰 越 金			500,000
	1 繰 越 金		500,000
21 諸 収 入			801,340
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		30,001
	2 市 預 金 利 子		101
	3 貸 付 金 元 利 収 入		70,070
	4 受 託 事 業 収 入		43,281
	5 収 益 事 業 収 入		10,000
	6 雑 入		647,887
22 市 債			2,395,600
	1 市 債		2,395,600
歳 入	合 計		36,960,000

(単位 千円)

歳 出	款	項	金 額
1 議 会 費			277,343
		1 議 会 費	277,343
2 総 務 費			5,036,566
		1 総 務 管 理 費	4,225,970
		2 徴 税 費	417,451
		3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	258,067
		4 選 挙 費	25,342
		5 統 計 調 査 費	77,767
		6 監 査 委 員 費	31,969
3 民 生 費			15,093,056
		1 社 会 福 祉 費	6,910,309
		2 児 童 福 祉 費	6,110,488
		3 生 活 保 護 費	2,071,808
		4 災 害 救 助 費	451
4 衛 生 費			1,683,597
		1 保 健 衛 生 費	903,585
		2 清 掃 費	778,846
		3 上 水 道 費	1,166
5 農 林 水 産 業 費			242,915
		1 農 業 費	242,915
6 商 工 費			401,537
		1 商 工 費	401,537

		(単位 千円)	
款	項	金	額
7 土 木 費			4,432,552
	1 土 木 管 理 費		143,396
	2 道 路 橋 り よ う 費		705,971
	3 都 市 計 画 費		3,454,750
	4 住 宅 費		128,435
8 消 防 費			1,910,559
	1 消 防 費		1,910,559
9 教 育 費			3,719,185
	1 教 育 総 務 費		759,709
	2 小 学 校 費		823,917
	3 中 学 校 費		426,655
	4 幼 稚 園 費		44,091
	5 社 会 教 育 費		1,063,393
	6 保 健 体 育 費		601,420
10 災 害 復 旧 費			5
	1 厚 生 施 設 災 害 復 旧 費		1
	2 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費		1
	3 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		1
	4 文 教 施 設 災 害 復 旧 費		1
	5 その他公共施設, 公用施設災害復旧費		1
11 公 債 費			4,112,659
	1 公 債 費		4,112,659

(単位 千円)

款	項	金額
12 諸 支 出 金		26
	1 土 地 開 発 基 金 費	26
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		36,960,000

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース料 (令和 2 年度)	令和 2 年度から令和 10 年度まで	22,400
事務用機器使用料 (令和 2 年度)	令和 2 年度から令和 9 年度まで	53,400
タブレット・採決表示システム使用料	令和 2 年度から令和 5 年度まで	4,720
IC 旅券交付窓口端末機使用料	令和 2 年度から令和 6 年度まで	380
公共施設等総合管理計画第 1 次行動計画策定 支援業務委託	令和 2 年度から令和 3 年度まで	7,960
測量作図 CAD システム使用料	令和 2 年度から令和 7 年度まで	2,530
いばらき消防救急無線・指令センター 更新費負担金	令和 2 年度から令和 4 年度まで	41,430
消防団防火衣リース料	令和 2 年度から令和 8 年度まで	10,570

第 3 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
あけぼの施設整備事業	28,000	普通貸借	3.0%以内	30年以内
災害関連事業（地盤沈下対策分）	1,700			
土地改良事業	11,400			
都市排水路整備事業	12,700			
都市公園整備事業	23,100			
市営住宅整備事業	26,600			
市道整備事業	115,900			
消防防災設備整備事業	50,100			
消防防災施設整備事業	1,200			
給食センター整備事業	45,000			
放課後子どもクラブ室整備事業	31,700	又 は 証券発行	<p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p> <p>政府資金、銀行、その他融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>	
埋蔵文化財センター整備事業	36,000			
合併特例債	484,500			
緊急防災・減災事業	187,700			
臨時財政対策債	1,340,000			

議案第16号

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算

令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ908,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10
	1 使用料	10
2 国庫支出金		159,423
	1 国庫補助金	159,423
3 県支出金		29,260
	1 県補助金	29,260
4 繰入金		598,634
	1 他会計繰入金	598,634
5 繰越金		1,100
	1 繰越金	1,100
6 諸収入		10
	1 市預金利子	10
7 市債		120,500
	1 市債	120,500
歳 入	合 計	908,937

(単位 千円)

歳 出

款	項	金額
1 事業費		552,159
	1 審議会費	139
	2 総務費	101,387
	3 事業費	450,633
2 公債費		356,278
	1 公債費	356,278
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出 合 計		908,937

議案第17号

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計予算

令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,646,932千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		2,217,084
	1 国 民 健 康 保 険 税	2,217,084
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,700
	1 手 数 料	1,700
3 国 庫 支 出 金		750
	1 国 庫 補 助 金	750
4 県 支 出 金		7,588,664
	1 県 負 担 金	24,854
	2 県 補 助 金	7,563,810
5 財 産 収 入		230
	1 財 産 運 用 収 入	230
6 繰 入 金		765,440
	1 他 会 計 繰 入 金	765,439
	2 基 金 繰 入 金	1
7 繰 越 金		40,000
	1 繰 越 金	40,000
8 諸 収 入		33,064
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	20,000
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	13,063
歳 入	合 計	10,646,932

(単位 千円)

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		245,491
	1 総務管理費	179,950
	2 徴税費	64,610
	3 運営協議会費	411
	4 趣旨普及費	520
2 保険給付費		7,354,678
	1 療養諸費	6,460,603
	2 高額療養費	853,460
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	29,415
	5 葬祭諸費	11,000
3 国民健康保険事業費納付金		2,188,184
	1 国民健康保険事業費納付金	2,188,184
4 共同事業拠出金		10
	1 共同事業拠出金	10
5 保健事業費		221,056
	1 特定健康診査等事業費	110,988
	2 保健事業費	110,068
6 基金積立金		619,892
	1 基金積立金	619,892
7 諸支出金		12,621
	1 償還金及び還付加算金	12,621

(単位 千円)

款	項	金額
8 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出	合計	10,646,932

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特定保健指導業務委託 (令和 2 年度)	令和 2 年度から令和 3 年度まで	特定保健指導業務委託に係る 1 人当たりの単価に保健指導実施人数を乗じて得た額のうち、令和 3 年度の支出額

議案第18号

令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計予算

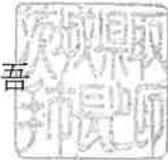
令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,907,856千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料		1,393,342
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1,393,342
2 使 用 料 及 び 手 数 料		207
	1 手 数 料	207
3 繰 入 金		1,511,603
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,511,603
4 繰 越 金		600
	1 繰 越 金	600
5 諸 収 入		2,104
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,100
	3 預 金 利 子	1
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		2,907,856

(単位 千円)

歳 出	項	金 額
		205,249
1 総 務 費	1 総 務 管 理 費	201,076
	2 徴 収 費	4,173
2 後期高齢者医療広域連合納付金		2,699,907
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,699,907
3 諸 支 出 金		2,200
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,100
	2 繰 出 金	100
4 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	2,907,856

議案第19号

令和2年度取手市介護保険特別会計予算

令和2年度取手市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,295,169千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 介 護 保 険 料			1,992,177
	1 介 護 保 険 料		1,992,177
2 使 用 料 及 び 手 数 料			287
	1 手 数 料		287
3 国 庫 支 出 金			1,585,773
	1 国 庫 負 担 金		1,365,233
	2 国 庫 補 助 金		220,540
4 支 払 基 金 交 付 金			2,114,240
	1 支 払 基 金 交 付 金		2,114,240
5 県 支 出 金			1,177,427
	1 県 負 担 金		1,115,446
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金		1
	3 県 補 助 金		61,980
6 財 産 収 入			54
	1 財 産 運 用 収 入		54
7 繰 入 金			1,397,047
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,285,799
	2 基 金 繰 入 金		111,248
8 繰 越 金			25,000
	1 繰 越 金		25,000
9 諸 収 入			3,164
	1 延 滞 金 , 加 算 金 及 び 過 料		81

款	項	金額
	2 預 金 利 子	1
	3 雜 入	3,082
歳 入	合 計	8,295,169

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		169,465
	1 総 務 管 理 費	66,930
	2 徴 収 費	37,232
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	65,303
2 保 険 給 付 費		7,632,864
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	6,995,268
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	168,277
	3 そ の 他 の 諸 費	7,155
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	182,021
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	22,974
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	257,169
3 地 域 支 援 事 業 費		395,630
	1 介 護 予 防 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	177,059
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	21,263
	3 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	196,654
	4 そ の 他 の 諸 費	654
4 諸 支 出 金		77,210
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	72,210
	2 繰 出 金	5,000
5 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出	合 計	8,295,169

議案第20号

令和2年度取手市競輪事業特別会計予算

令和2年度取手市競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,051千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 入 場 料 収 入			3,407
	1 入 場 料 収 入		3,407
2 車 券 発 売 収 入			1,100,000
	1 車 券 発 売 収 入		1,100,000
3 車 券 発 売 副 収 入			2
	1 車 券 発 売 副 収 入		2
4 財 産 収 入			15
	1 財 産 運 用 収 入		15
5 繰 越 金			6,000
	1 繰 越 金		6,000
6 諸 収 入			177,627
	1 預 金 利 子		10
	2 雑 入		1,294
	3 受 託 事 業 収 入		176,323
歳 入 合 計			1,287,051

(単位 千円)

歳 出		項	金 額
1 競 輪 事 業 費			1,272,706
	1 総	務 費	11,465
	2 事	業 費	1,261,241
2 公 債 費			165
	1 公	債 費	165
3 諸 支 出 金			10,000
	1 諸	支 出 金	10,000
4 予 備 費			4,180
	1 予	備 費	4,180
歳 出		合 計	1,287,051

議案第21号

令和2年度取手地方公平委員会特別会計予算

令和2年度取手地方公平委員会特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ709千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		448
	1 負 担 金	448
2 繰 越 金		260
	1 繰 越 金	260
3 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入	合 計	709

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		656
	1 総 務 費	656
2 予 備 費		53
	1 予 備 費	53
歳 出	合 計	709

議案第 2 2 号

令和元年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）

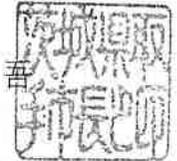
令和元年度取手市一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 2 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0, 7 7 0, 2 2 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 6 日 提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		1,569,671	13,200	1,582,871
	2 基金繰入金	1,452,524	13,200	1,465,724
歳入合計		40,757,025	13,200	40,770,225

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		4,822,468	13,200	4,835,668
	3 都市計画費	3,739,995	13,200	3,753,195
歳出合計		40,757,025	13,200	40,770,225

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰入金	1,569,671	13,200	1,582,871
歳入合計	40,757,025	13,200	40,770,225

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	4,822,468	13,200	4,835,668				13,200
歳出合計	40,757,025	13,200	40,770,225				13,200

議案第23号

令和元年度取手市一般会計補正予算（第13号）

令和元年度取手市一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,670千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,808,895千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和2年3月18日提出

取手市長 藤井信吾



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		5,985,903	38,390	6,024,293
	2 国庫補助金	1,201,309	38,390	1,239,699
16 県支出金		2,609,914	280	2,610,194
	2 県補助金	732,594	280	732,874
歳入合計		40,770,225	38,670	40,808,895

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,462,486	38,670	1,501,156
	1 保健衛生費	866,226	38,670	904,896
歳出合計		40,770,225	38,670	40,808,895

第 2 表 繰越明許費補正

(追加) (単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 商工費	1 商工費	空き店舗活用事業補助金	1,000

同意案第 2 号

取手市教育委員会教育長の選任に関する同意について

取手市教育委員会教育長に下記の者を引き続き選任したいので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき，議会の同意を求めらる。

記

氏 名	伊 藤 哲
生年月日	昭和 3 2 年 4 月 7 日
住 所	水戸市大塚町 1 8 6 2 番地の 1 ガーデンハウス中野 2 0 1

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 伊 藤 哲 (いとう さとし)
生年月日 昭和32年4月7日 (62歳)
住 所 水戸市大塚町1862番地の1
ガーデンハウス中野201

学 歴

昭和56年 3月 筑波大学第一学群人文学類卒業

職 歴

昭和56年 4月 茨城県庁入庁
平成12年 4月 教育庁高校教育課 課長補佐
平成17年 4月 取手市教育委員会教育長
平成20年 4月 茨城県県北教育事務所長
平成21年 4月 教育庁教育企画監
平成23年 4月 教育庁文化課長
平成25年 4月 教育庁参事兼文化課長
平成26年 4月 教育庁参事兼総務課長
平成27年 4月 教育庁総務企画部長
平成29年 4月 教育庁付 茨城県教育財団へ派遣
茨城県教育財団専務理事
平成30年 4月 取手市教育委員会教育長 現在に至る

同意案第3号

取手市教育委員会委員の選任に関する同意について

取手市教育委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏名	猪瀬哲哉
生年月日	昭和49年11月8日
住所	取手市浜田263番地

令和2年3月2日提出

取手市長 藤井信吾

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 猪 瀬 哲 哉 (いのせ てつや)
生年月日 昭和49年11月8日 (45歳)
住 所 取手市浜田263番地

学 歴

平成 7年 3月 東京科学電子工業専門学校土木工学科卒業

職 歴

平成 7年 4月 有限会社猪瀬興業入社
平成27年10月 有限会社猪瀬興業代表取締役 現在に至る

その他の経歴

平成14年 4月 藤代町消防団入団 現在に至る
平成23年 4月 取手市消防団第35分団分団長
平成25年 4月 取手市商工会青年部部長
平成25年 4月 茨城県商工会青年部連合会理事
平成27年 4月 取手市立久賀小学校PTA会長
平成28年 4月 取手市農業委員会農地利用最適化推進委員 現在に至る
平成29年 5月 取手市小中学校PTA連絡協議会会長
平成29年 8月 (仮称) 取手市いじめ防止対策推進条例検討委員会委員
平成30年11月 取手市立学校等給食運営協議会委員
平成31年 4月 取手市立藤代中学校PTA会長 現在に至る
令和 元年11月 取手市教育委員会委員 現在に至る

同意案第 4 号

取手市固定資産評価審査委員会委員の選任に関する同意について

取手市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を引き続き選任したいので、
地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

氏 名	菅 原 幸 夫
生年月日	昭和 2 4 年 6 月 2 6 日
住 所	取手市井野二丁目 6 番 1 9 号

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

経 歴 書 (抜 粋)

氏 名 菅 原 幸 夫 (すがはら ゆきお)
生年月日 昭和24年6月26日 (70歳)
住 所 取手市井野二丁目6番19号

学 歴

昭和43年 3月 茨城県立取手第一高等学校卒業

職 歴

昭和43年 4月 取手町役場入庁
平成10年 8月 健康福祉部介護福祉課長
平成14年 4月 政策財政部財政課長
平成18年 4月 市民部国保年金課長
平成20年 4月 財政部次長兼財政課長事務取扱
平成21年 4月 政策推進部長
平成22年 3月 取手市役所退職

その他の経歴

平成26年 3月 取手市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る